

最高裁秘書第668号

令和4年3月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和4年2月7日付け（同月9日受付、第030957号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

令和3年6月17日付け最高裁判所事務総局情報政策課参事官、民事局総括参考事官事務連絡「民事訴訟手続における裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの主な機能等について」（抜粋）（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

¹ 「mints」とは、「MINji saibansyorui denshi Teisyutsu System」の略称である。本システムの利用により、一層、裁判手続の I T 化（デジタル化）が促進され、裁判手続の新しい時代を迎えることを示すものとして、「mint（ミント）」のさわやかな語感も意識し、命名したものである。